

# 第 1 総

# 説

今回の補正予算は、歳出面において、23年3月11日に発生した東日本大震災の復旧状況等の直近の状況を踏まえ、当面の復旧対策に万全を期すため、必要となる経費の追加を行う一方、歳入面において、前年度剰余金の受入れを計上すること等を内容とするものである。

- 1 一般会計における歳出の追加事項は、(1)原子力損害賠償法等関係経費として、①原子力損害賠償法関係経費 247,383 百万円、②原子力損害賠償支援機構法(仮称)関係経費 28,021 百万円、(2)被災者支援関係経費として、①二重債務問題対策関係経費 77,386 百万円、②被災者生活再建支援金補助金 300,000 百万円、(3)東日本大震災復興対策本部運営経費 518 百万円、(4)東日本大震災復旧・復興予備費 800,000 百万円及び(5)地方交付税交付金 545,469 百万円

であり、追加の合計額は 1,998,777 百万円である。

次に、歳入については、前年度剰余金受入 1,998,777 百万円を計上する。この結果、公債依存度は 46.8%(成立予算 47.8%)となる。

- 2 特別会計予算においては、以上の一般会計予算補正等に関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計など 4 特別会計について、所要の補正を行うこととしている。
- 3 また、予算総則において、「原子力損害賠償支援機構法」(仮称)の規定に基づき、原子力損害賠償支援機構(仮称)に資金拠出するための交付国債の発行限度額 2,000,000 百万円を定めるとともに、政府保証限度額 2,000,000 百万円を定めることとしている。